

「高松産ごじまん品」食農教育活動支援事業実施要綱

高松市農産物ごじまん品推進協議会

(趣 旨)

第1条 高松市農産物ごじまん品推進協議会（以下「協議会」という。）は、食農教育活動の地域段階における取組みを支援するため、市民団体等が実施する食育講座、農業体験学習に要する経費に対し、助成金を交付することにより、「高松産ごじまん品」食農教育活動支援事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施にかかる手続等についてはこの要綱に定める。

(事業の対象等)

第2条 事業の対象となる市民団体等（以下「事業実施主体」という。）は、高松市内に主たる事務所を有する者とし、食農教育活動の実施場所は、原則として高松市内に限るものとする。

(事業の内容等)

第3条 事業種目、事業の内容、事業費等は、別表に定めるとおりとし、協議会の予算の範囲内において実施するものとする。

(事業の手続等)

第4条 事業実施主体は、あらかじめ高松市農産物ごじまん品推進協議会事務局（以下「事務局」という。）と協議するとともに、助成金交付申請書（様式第1号、参考様式1）に協議会が必要と認める書類を添え、指定する日までに協議会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 協議会は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成金の交付の適否を決定するものとし、その決定の内容およびこれに付する条件等を事業実施主体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 事業実施主体は、事業を変更し、中止し、または廃止しようとするときは、速やかに事務局に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に実績報告書（様式第2号、参考様式2）に協議会が必要と認める書類を添え、協議会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、事業が申請のとおり完了したことを確認した後、交付するものとし、事業実施主体が助成金の交付を受けようとするときは、請求書を協議会に提出しなければならない。

なお、協議会は、特に必要があると認めるときは、当該事業の完了前に助成金の全部または一部を概算交付することができる。

(書類等の整備)

第9条 事業実施主体は、事業の施行および経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(決定の取消しおよび助成金の返還)

第10条 協議会は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、協議会の指示に従わなかつたとき。

2 協議会は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(検 査)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、事務局に書類等の検査をさせ、または事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

事業種目	事業の内容	事業費等	事業主体
推進事業	事業実施主体が、食育の推進や農業への理解を深めることを目的として、市民を対象とした食農教育を実施するために必要な推進活動。 (1) 食育講座の開催 (2) 農業体験学習の実施	一箇所あたり 50千円以内。	JA各支店 小中学校 連合自治会 農業生産法人 生活改善クラブ
条件整備事業	事業実施主体が、食育の推進や農業への理解を深めることを目的として、市民を対象とした食農教育活動を継続的に(3年以上)実施するための条件整備。 (1) 小農具等 (2) 栽培管理用機械施設 (3) 集出荷加工処理施設	事業費の1/2、 または150千 円のいずれか 低い額を助成。	NPO法人等 *ただし、一 小学校区以上 の範囲のもの